

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 制定の趣旨

- 化学物質管理については、令和 4 年以降に行われた労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく委任政省令の改正により、危険性・有害性が確認された全ての物質を対象とした自律的管理制度に順次移行しているところ、こうした自律的管理制度の対象物質は順次拡大され、令和 8 年 4 月には約 2,900 物質となることが予定されており、現行の通知制度においては化学物質の成分名の通知を義務付けているところ、自律的管理制度の対象物質の拡大に伴い、今後、有害性が相対的に低い化学物質であっても通知制度の対象となることから、当該物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当するケースが生じるため、E U 等における対応を踏まえた上で、リスクアセスメントの実施に支障がないことを前提に、営業秘密を保持できるようにする必要がある。
- これを踏まえ、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）による改正後の法第 57 条の 2 第 3 項において、一定の条件下で、成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することにより、改正法による改正後の法第 57 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める通知に代えることができることとされた。
- 本指針は、改正法による改正後の法第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の設定及び通知等の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を規定するものである。

2. 指針案の概要

（1）基本的な考え方

- 通知対象物譲渡者等が SDS を交付等するに当たり、成分を通知することが原則であり、国際連合が策定した化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）改訂 9 版（2021 年）においても、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされつつも、それによって、作業者や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、と明記されていることから、有害性が相対的に低い化学物質に限り、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合には、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めることとする等、代替化学名等の通知に係る基本的な考え方を定める。

（2）本指針案の適用範囲

- 本指針案は、改正法第 57 条の 2 第 1 項で定める通知対象物のうち、化学物質の成分の情報が営業秘密に該当するものであって、かつ、次のいずれにも該当するものについて適用する。
 - ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等の特別規則の適用対象

物質等、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 577 条の 2 第 2 項の濃度基準値が設定される物質、同令第 594 条の 2 の皮膚等障害化学物質等のいずれにも該当しないもの

- ・ 国及び事業者による危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果により重篤な健康障害を生ずる有害性クラス（生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性）の有害性区分に該当せず（当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを含む。）、かつ、特定の有害性クラス（呼吸器感作性、皮膚感作性、誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、目に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露））において区分 1、急性毒性において区分 1 から 3 までに該当しない物
- ・ 混合物中の含有量が濃度限界未満である物（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）

（３） 代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等

- 成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名（以下「代替化学名」という。）は、化学名を構成する次に掲げる 4 つの要素のいずれか 1 つを一般名へ置き換え、又は削除することにより設定する。

- ① 母体化合物の構造
- ② 対イオンの構造及び数
- ③ 立体異性体の情報
- ④ 母体化合物又は他の置換基に結合する置換基の構造、数及び位置

なお、置換位置番号や母体化合物の置換基の位置番号及び数は削除し、その他の詳細情報については一般名への置換を原則とする。

ただし、構造が単純である等の理由により、1 要素のみの置換又は削除では成分が特定されるおそれがある場合には、2 要素までの置換又は削除を認める。

- 2 要素の置換又は削除を行っても、それらに該当する通知対象物の種類が非常に少ない等の理由により、化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合に限り、当該成分の危険有害性区分等の危険有害性情報を通知することで、代替化学名の通知に代えることができる。
- その他、記載方法に係る必要な事項等について定める。

（４） その他

- その他 SDS の交付等に当たり必要な事項を定める。

3. 根拠条項

- 改正法による改正後の法第 57 条の 2 第 8 項

4. 公示日等

- 公示日：令和7年12月下旬（予定）
- 適用期日：令和8年4月1日